

小牧市と中部大学との（仮称）小牧市こども未来館デジタルコンテンツ等制作に係る連携・協力に関する協定書

小牧市（以下「甲」という。）と中部大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり、連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、（仮称）小牧市こども未来館において整備するデジタルコンテンツ等について、こども達に遊びや体験を通じて豊かな学びを提供し、未来を生き抜く力を育むため、乙の学術研究の成果を活かした効果的なコンテンツの制作を行うとともに、次代を担う人材の育成を行い、以って甲及び乙による魅力ある地域社会の構築及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、（仮称）小牧市こども未来館に整備するデジタルコンテンツ等の制作について相互に連携して協力と支援を行うものとする。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は適宜協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（期間及び解約）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない場合は、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月7日

甲 小牧市堀の内三丁目1番地  
小牧市長 山下 史守朗



乙 春日井市松本町1200番地  
中部大学  
学長 石原 修



小牧市と名古屋芸術大学との（仮称）小牧市こども未来館デジタルコンテンツ等制作に係る連携・協力に関する協定書

小牧市（以下「甲」という。）と名古屋芸術大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり、連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、（仮称）小牧市こども未来館において整備するデジタルコンテンツ等について、こども達に遊びや体験を通じて豊かな学びを提供し、未来を生き抜く力を育むため、乙の学術研究の成果を活かした効果的なコンテンツの制作を行うとともに、次代を担う人材の育成を行い、以って甲及び乙による魅力ある地域社会の構築及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、（仮称）小牧市こども未来館に整備するデジタルコンテンツ等の制作について相互に連携して協力と支援を行うものとする。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は適宜協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（期間及び解約）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない場合は、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月7日

甲 小牧市堀の内三丁目1番地  
小牧市長 山下 史守朗



乙 北名古屋市熊之庄古井281番地  
名古屋芸術大学  
学長 竹本義明



## 小牧市と名古屋造形大学との（仮称）小牧市こども未来館デジタルコンテンツ等制作に係る連携・協力に関する協定書

小牧市（以下「甲」という。）と名古屋造形大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり、連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、（仮称）小牧市こども未来館において整備するデジタルコンテンツ等について、こども達に遊びや体験を通じて豊かな学びを提供し、未来を生き抜く力を育むため、乙の学術研究の成果を活かした効果的なコンテンツの制作を行うとともに、次代を担う人材の育成を行い、以って甲及び乙による魅力ある地域社会の構築及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、（仮称）小牧市こども未来館に整備するデジタルコンテンツ等の制作について相互に連携して協力と支援を行うものとする。

### （具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は適宜協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

### （期間及び解約）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない場合は、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

### （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月7日

甲 小牧市堀の内三丁目1番地  
小牧市長 山下 史守朗



乙 小牧市大字大草字年上坂6004番地  
名古屋造形大学  
学長 山本理顕

